（削る）

6～10　（略）

11　建設企画調整官は、命を受けて、港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

12～14　（略）

附　則

（削る）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、附則第九条を削る改正規定及び次条の規定は、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律の施行の日（令和七年六月二十六日）から施行する。

（国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　国土交通省関係船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律施行規則（平成三十一年国土交通省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条のうち、国土交通省組織規則第百三条の改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
（危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官）	（危険物輸送対策室及び検査監督室並びに船舶検査測度官及び船級協会業務調整官）
第百三条　（略）	**第百三条**　（略）
2～5　（略）	2～5　（略）
6　船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。	6　船舶検査測度官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。
一　次に掲げる事項の執行に関すること。	一　次に掲げる事項の執行に関すること。
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
ハ　船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の規定による有害物質一覧表の確認及び再資源化解体の承認等（再資源化解体計画の承認に係るものを除く。）	（新設）
ニ～ヘ　（略）	ハ～ホ　（略）
ト　船舶の航行の安全の確保、船舶の再資源化解体の適正な実施の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）	ヘ　船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に係る検査（船員政策課及び海技課の所掌に属するものを除く。）
二～四　（略）	二～四　（略）
7～11　（略）	7～11　（略）

三　港湾等の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務の用に供する船舶及び機器の整備に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

四　港湾施設の産業標準に関すること。

5　技術監理室に、室長を置く。

6～10　（略）

11　建設企画調整官は、命を受けて、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の実施に関する重要事項についての企画及び立案に関すること（海洋・環境課及び海岸・防災課並びに港湾保全政策室、港湾工事安全推進官、品質確保企画官及び港湾工事高度化指導官の所掌に属するものを除く。）。

二　港湾及び航路の整備及び保全に関する工事の積算基準及び施工基準に関する事務のうち重要事項に関すること（海洋・環境課の所掌に属するものを除く。）。

三　前二号に掲げる事項についての関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関すること。

12～14　（略）

附　則

（船舶検査官の所掌事務の特例）

第九条　海事局検査測度課船舶検査官は、第百三条第六項各号に掲げる事務のほか、船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成三十年法律第六十一号）の施行の日の前日までの間、同法附則第五条の規定による相当確認の執行に関する事務をつかさどる。